

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金

4月からの消費税引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に対し、「社会保障と税の一体改革」の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置として臨時福祉給付金を支給します。

同様に、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から臨

時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

2つの給付金の支給要件は次のとおりです。どちらの給付金も対象者には、7月ごろお知らせします。

臨時福祉給付金

支給要件

○対象者

住民税の非課税者（課税者の扶養親族や生活保護受給者は除く）

○支給額

1人につき10,000円を支給。（下記の加算対象者は1人につき5,000円を加算）

○加算対象者

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者
（平成26年3月分の受給権があり、4月または5月分の年金の支払いがあるかた）
- ・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者
（平成26年1月分の手当などを受給しているかた）



子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

○対象者（次のどちらの要件も満たすかたが対象です）

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給
（特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上のかたについて、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです）
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

○支給額

子ども1人につき10,000円

○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。
（ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童などは除きます）



注意事項

- 受け取ることができるのは、**どちらか1つの給付金**です。
- 平成26年度分の住民税が確定後、それぞれの給付金の対象者と思われるかたへ**申請書を7月以降に送付**します。申請時期、申請方法などについては、送付された申請書でご確認ください。
- 老齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当などの裁定などの請求が可能で、**まだ請求していないかたは、平成26年9月30日までに裁定などの請求をする必要があります**。
- 「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の振り込め詐欺、個人情報情報の詐取にご注意ください。